

記載例

令和 年 月 日

改 葬 許 可 申 請 書

南九州市長 様

申請者住所 南九州市知覧町郡6204番地

氏名 南 九州男 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 0993-83-2511

現在、埋葬されている墓地・納骨堂名を記入して下さい。

下記のとおり改葬を許可してくださるよう申請します。

改葬元の墓地・納骨堂名等	島津西側墓地
改葬の理由	① 新しく墓地・納骨堂を購入したため ② 身内の墓地・納骨堂に納骨するため ③ その他 ()
改葬先の場所	所在地 南九州市知覧町郡〇〇〇番地 名称 〇〇寺納骨堂

改葬先(新しい墓地・納骨堂)の所在地と名称を記入して下さい。

改 葬 遺 骨 の 内 容							
番号	死亡者の氏名	性別	死亡年月日	火葬(埋葬)年月日	火葬(埋葬)の場所	死亡者の本籍	申請者との続柄
1	南 源左衛門	男	明治36年 8月14日	明治36年 8月15日	—	—	—
2	南 一之助	男	大正10年 4月1日	大正10年 4月2日	島津西側墓地	知覧町郡6204番地	祖父
3	南 ケサガメ	女	昭和11年 6月30日	昭和11年 6月31日	〃	〃	祖母
4	南 太郎	男	昭和30年 1月13日	昭和30年 1月14日	願娃浄楽苑	〃	父
5	南 花子	女	昭和45年 10月25日	昭和45年 10月26日	〃	〃	母
6	埋・火葬年月日が不明の場合は死亡日の翌日を記入して下さい。						
7	古い遺骨についての火葬場所や本籍・続柄など不明な項目は空欄でも構いません。						
8							
9							
10	古い遺骨の整理のため火葬場を使用する予定があるときに記載 (許可証を2部発行します。)						
11	姓名不明の遺骨やすでに合葬されているものを納骨する場合に記載例:先祖代々5柱						
12	使用する火葬場を記入願娃浄楽苑川辺火葬場						
その他遺骨(姓名不明や合葬遺骨など)				無 (有) (先祖代々5柱)			
改葬による火葬場使用				無 (有) (使用予定火葬場) (使用予定日時 年 月 日 時 分)			

埋 葬 ・ 埋 蔵 ・ 収 蔵 事 実 証 明

上記埋葬・埋蔵・収蔵の事実を認めます。現在、納骨している墓地の管理者に証明をもらう。

墓地・納骨堂管理者 住所 南九州市知覧町郡〇〇番地

氏名 島津 斉彬



※ 下記もお読みください。

改葬許可申請について

遺骨を別の墓地等へ移動することを改葬といいます。改葬するには、移動元（現在、遺骨がある市町村）の所在地の市町村長の許可が必要です。

●改葬許可に必要な書類

1.改葬許可申請書

2.改葬先（新しく納骨するお墓、納骨堂）の管理者が発行した受入を証明する書類。

（受入証明書、使用許可証、永代使用権利書、墓地権利証券、納骨永代供養承諾証、墓地購入時の領収書等。いずれもコピーでも可）

●手続きの流れ

（例）南九州市内のお墓から、〇〇市のA霊園へ移動させる場合

① 南九州市役所生活衛生係で改葬許可申請書を受け取る。 申請書は南九州市のホームページからもダウンロードできます。
② 〇〇市のA霊園が発行した受入を証明する書類をもらう。 （受入証明書、使用許可証、永代使用権利書、墓地権利証券、納骨永代供養承諾証、墓地購入時の領収書等。いずれもコピーでも可）
③ 改葬許可申請書に記入し、現在納骨している南九州市のお墓の管理者の証明をもらう。
④ 改葬許可申請書と受入証明書を持って、南九州市市民生活課生活衛生係若しくは各支所市民生活係で申請を行う。 申請から交付まで20分程度時間がかかります。 申請は郵送可（※切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。）
⑤ 改葬許可証（1部）の交付を受ける。（火葬場利用の場合、2部）
⑥ 〇〇市のA霊園に、改葬許可証を渡して納骨する。

※ 南九州市内で遺骨を移動する際も改葬許可証が必要です。

※ 遺骨の整理のため火葬場を利用する場合は、事前に火葬場使用日の遅くとも前日までに予約を行って下さい。改葬許可証を2部発行しますので、火葬場利用時に改葬許可証（火葬場用）を提出して下さい。（火葬使用料が必要となります。）

●火葬場予約連絡先

顚娃支所市民生活係 電話0993－36－1111

知覧支所市民生活係 電話0993－83－2511

川辺庁舎市民生活課生活衛生係 電話0993-56-1111